

答 申 第 7 7 号
平成21年8月24日
(諮問公第92号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が不開示とした情報のうち、対象公文書に記載された「契約金額等」、「各種コード番号等」、「落札者以外の入札者名」、「再資源化等施設の名称等」については、開示すべきである。

また、実施機関が不開示とした「設計図書」のうち、「〇〇工事費明細書」及び「機器リスト」については、次の部分を除き開示すべきである。

(1) 「〇〇工事費明細書」

名称、形状・寸法、設計単価及び設計金額が記載された部分

(2) 「機器リスト」

機器名称、機器仕様並びに一級建築士の登録番号、氏名及び印影が記載された部分

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成20年4月1日付けで「〇〇建設工事に伴う補助事業に関する設計図書及び契約関連書類一式。特に、〇〇設備工事関係書類一式。」の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「工事着手報告書、着工届、予定価格調書、入札執行調書、見積書、工事指図書、工事手配通知書、工事受注確認書、施設建設に関する委任契約書、設計書（設計図書）」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、平成20年4月23日付け畜第144号で一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年6月17日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「行政不服審査法の定めるところにより、平成20年4月23日付け畜第144号の「公文書一部開示決定通知書」について、不開示部分及び不開示理由に不服があるので、異議を申し立てる。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 不開示部分が多い。印影の不開示は理解できるが、それを理由に書類全体を不開示とすることは理解できない。

イ この事業は交付金実施要綱に基づいて交付金が交付されており、鹿児島県も何らかの補助金を出していると思われる。よって、事業実施主体等、都道府県知事はその結果を公表する義務があるのではないか。

ウ 事業実施主体の権利と利益を守るための不開示であるならば、「〇〇交付金実施要綱」等の通知に反するのではないか。

エ なぜ、交付金対象の設計図書が不開示なのか、疑問を持たざるを得ない。

オ 交付金実施要綱にある事業費の低減に対する県の対応に疑問を持つ。その疑問点は、〇〇設備工事の一部機器が単価の安い機器を使用していることである。問題は製品が悪いのではなく、単価の安い点にある。安くて良い機器を採用することは交付金実施要綱に合致するが、安い製品を高く売る行為（補助金の不正受給、不正使用）、〇〇産を〇〇産と偽る行為（詐欺的行為）、以上の2点については、許されざる行為であり、その疑いがある。よって、明確な回答（証明）を求める。

カ 「設計図書は技術のノウハウが凝縮された企業努力の成果物としての企業秘密に該当」との不開示理由について、県はどれだけの技術のノウハウがあるのかその内容がわかっているのか、何をもって企業秘密に該当するのか、理解に苦しむ。県は積極的に情報を提供し、日本の〇〇施設の向上に寄与する努力をすべきである。

キ 自己資金対応だから不開示だとする理由付けに利用するとは本末転倒も甚だしい。事業主体又は業者の不当な利益を守るための不開示であると判断せざるを得ない。

ク 総ての設計図書の開示は求めないが、せめて前記の問題を払拭するためにも「〇〇設備工事の〇〇、〇〇の単価」及び「入札時の上記機器の〇〇産又は〇〇産の指定の有無」の項目の開示を求める。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、国の交付金を活用した整備事業に関し、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）及び鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交

付要綱に基づき、事業の実施主体から提出された書類である。

本件開示請求に係る事業の実施主体は〇〇（以下「本件事業実施主体」という。）で、本件事業は本件事業実施主体の工場を整備することを内容としている。

補助の対象となるのは、〇〇施設、冷蔵冷凍施設、加工施設、関係機械、電気給排水等一式であり、具体的な工事は、建築工事、電気・給排水設備工事、冷凍冷蔵設備工事、生産機械設備工事に区分されている。

本件開示請求書の記載内容や異議申立人からの聞き取り結果から、本件開示請求に係る公文書を〇〇設備工事の関係書類一式であると特定し、本件事業実施主体から提出された契約関連書類である「工事着手報告書」、「着工届」、「予定価格調書」、「入札執行調書」、「見積書」、「工事指図書」、「工事手配通知書」、「工事受注確認書」、「施設建設に関する委任契約書」及び「設計書（設計図書）」を本件対象公文書とした。

(2) 一部開示決定の理由

ア 一部開示とした公文書

一部開示とした公文書は、上記（1）の本件対象公文書のうち、「設計書（設計図書）」を除いた各文書である。これらに記載された情報は、契約当事者以外の第三者は知り得ない内部情報であり、法人等情報に該当する。

不開示部分及びその理由は、別紙に記載されているとおりであり、条例第7条第1号、第2号及び第4号に該当する部分を除き開示した。

(7) 不開示部分ごとの不開示理由について

a 事業費、契約金額、受入金額及び供給金額

事業費、契約金額、受入金額及び供給金額については、本件事業実施主体と設計業務を委任された〇〇のみが知りうる情報であり、通常、これら入札執行に係る情報は公にされることはない。

これらを公にすることにより、本件事業実施主体等の入札に係る「査定率」がどの程度であるか明らかになる。生産機械設備工事費総額のみでも、開示により査定率が明らかになる。

例えば、今後、①本件事業実施主体が各種の入札執行をする場合において、入札参加者が入札金額を決定する際の目安として利用されることや、②同種の工事を実施する施設があった場合、「落札価格＝事業費」を参考に、業者と同様の金額での契約を締結することが予想され、結果として業者の競争力の低下や正当な利益を害し、不利益につながるおそれがあることから、不開示とした。

b 設計額、予定価格、入札書比較価格、比率、落札価格、入札価格、予定価格に対する比較、順位及び見積金額

上記 a と同じ理由で不開示とした。

c コード番号

コード番号は、その企業において、経営上及び取引上または営業上の顧客名簿に該当するものであり、公にされることはない。これらは、事業活動を行う上での内部管理に関する情報である法人等情報に該当することから、不開示とした。

d 落札者以外の入札者名

特定の業者を識別できることから、不開示とした。

e 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

再資源化等をするための施設の名称及び所在地については、販売・営業等に関する情報で、顧客名簿や取引内容に該当するものであり、公にされることはない。これらは、事業活動を行う上での、内部管理に属する情報である法人等情報に該当することから、不開示とした。

f 査定者、取扱者、入札執行者及び立合者の氏名及び印影並びに代理人の住所、氏名及び印影

査定者、取扱者、入札執行者及び立合者の氏名及び印影並びに代理人の住所、氏名及び印影は、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。

また、印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号の公共の安全等に関する情報に該当するため、不開示とした。

イ 全部不開示とした公文書

全部不開示とした公文書は、「設計図書」であるが、本件事業実施主体をはじめとする〇〇施設の「設計図書」は、操業当初からの長年の経験等を踏まえ、培ってきた技術のノウハウが凝縮された企業努力の成果物としての企業秘密に該当し、技術の流出を防ぐ観点から、どの施設においても一般的に明らかにしていないことに加え、施設内部の見学についても原則禁止となっている。

なお、今回、本件事業実施主体の「設計図書」は、自己資金対応であり、県は補助事業の執行上必要な書類として保管していた。

県としては、補助事業であるないに関わらず、「設計図書」は、条例第7条第2号に該当するものと判断し、「当該法人」の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、全部不開示とした。

(ア) 不開示理由について

本件事業実施主体は、「設計図書」については補助対象外として、自己資金で〇〇に依頼し作成している。

〇〇施設におけるラインや生産関係機械等は特殊なものであり、これらの種類、

仕様、選定、配置等について、作業効率や使いやすさ、衛生面、安全性などを考慮し、改善や改造を日々行っており、「設計図書」には、操業当時からの長年の経験を踏まえた技術のノウハウが凝縮されている。

「設計図書」は専門のコンサルタントに作成依頼するなど多額の自己資金を投入すると共に、長時間にわたり関係機関等との協議や試行錯誤を重ねたうえで作成されたものであり、企業情報に該当し、社会通念上や防犯上、公にすることのない重要書類である。

他の〇〇施設についても同様であり、施設見学には一部については見学通路を介して公開してはいるものの、すべての施設において写真撮影は禁止されており、「設計図書」については自らの企業秘密であるとして、明らかにしていない。

たとえ、補助事業で整備した場合であっても、「設計図書」を公にすることにより、企業がこれまで培ったノウハウが流出するおそれが大きく、条例第7条第2号に規定する「当該法人」の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「公にしないと条件で提供されたもの」であることから、不開示が妥当と判断した。

また、法人等情報であるとの認識から、機器・設備について個別に判断することは適当でないと考える。

なお、ノウハウについては、上記のとおりであるが、例えば、〇〇の高さ、配置のほか作業に必要な付帯設備を含めて、操業当時からの長年の経験を踏まえた施設である。

また、「設計図書」に記載された機械や電気設備、排水関係等についても、すべて作業効率、使いやすさ、衛生面、安全性などを考慮し、改善や改造を日々行っており、これらの種類、仕様、選定、配置のほか、名称及び形状・寸法に記載されている内容は経験とノウハウに基づいたものであり、一体的な施設として整備されたものである。

ウ その他の主張に対する反論

(ア) 本件異議申立人は、「この事業は交付金が交付されているから本件事業実施主体や実施機関は結果を公表する義務がある。」と述べているが、対象事業の概要について、ホームページにおいて公表しているところである。

(イ) また、「不開示理由が本件事業実施主体の権利と利益を守るためだとすれば、「〇〇交付金実施要綱」等の通知に反するのではないか。」と述べているが、本件補助事業は、〇〇交付金に係る通知等に基づき実施しており、条例第7条第2号の「当該法人」の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある部分を不開示としている。

(ウ) さらに、「〇〇設備工事の一部機器が単価の安い機器を使用していることに関

して、安い製品を高く売る行為（補助金の不正受給，不正使用），〇〇産を〇〇産と偽る行為（詐欺的行為）は，許されざる行為であり，その疑いがある。」と述べているが，県としては入札は適正に行われたものと考えており，「設計図書」に記載された機器が整備されていることが確認できれば問題なく，請負業者が指定された能力や規模の機械等を安く仕入れることは，その者の努力であると考えている。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は，本件異議申立てについて，以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年7月10日	諮問を受けた。
8月8日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月12日	異議申立人に処分理由説明書を送付し，意見書の提出を求めた。
9月12日	異議申立人から意見書を受理した。
平成21年1月19日	諮問の審議を行った。
2月16日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
3月17日	諮問の審議を行った。（異議申立人から意見を聴取）
4月20日	諮問の審議を行った。
6月2日	諮問の審議を行った。
6月29日	諮問の審議を行った。
7月27日	諮問の審議を行った。
8月24日	諮問の審議を行った。

(2) 不開示部分の整理

本件処分において，実施機関が不開示とした部分は，別紙の「不開示部分」の欄に記載されたとおりであるが，不開示理由に重複するものもあることから，審査会において，不開示とした部分を不開示理由ごとに次のとおり整理し，それぞれの不開示理由の妥当性について判断することとした。

ア 「予定価格調書」における査定者及び取扱者の氏名並びに「入札執行調書」における入札執行者及び立合者の氏名並びに「見積書」における代理人の住所及び氏名（以下「査定者の氏名等」という。）

イ 「工事着手報告書」における事業費並びに「入札執行調書」における落札価格並びに「工事指図書」における受入金額及び契約金額並びに「工事手配通知書」における供給金額及び契約金額並びに「工事受注確認書」における契約金額並びに「施設建設に関する委任契約書」の「4. 工事の内容（4）建設費および支払方法」に

における各金額及び「特約事項の内容」の「1. 建設費（契約金額）の内訳」における各金額（以下「契約金額等」という。）

ウ 「予定価格調書」における設計額，設計額についての説明，予定価格，入札書比較価格及び比率並びに「入札執行調書」における設計額，予定価格，入札書比較価格，予定価格に対する比較，入札価格，再入札価格及び備考欄並びに「見積書」における見積金額（以下「設計額等」という。）

エ 「工事指図書」，「工事手配通知書」及び「工事受注確認書」における〇〇番号，〇〇指図No. 及び物件No.（以下「各種コード番号等」という。）

オ 「入札執行調書」における「落札者以外の入札者名」

カ 「施設建設に関する委任契約書」の「特約事項の内容」における再資源化等をするための施設の名称及び所在地（以下「再資源化等施設の名称等」という。）

キ 「設計図書」の全部

(3) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

なお、「工事着手報告書」，「着工届」，「予定価格調書」，「入札執行調書」，「見積書」，「工事指図書」，「工事手配通知書」，「工事受注確認書」及び「施設建設に関する委任契約書」における本件事業実施主体をはじめとする法人の印影及び査定者等の個人の印影を不開示としたことについては、特段の異議はないと認められることから、印影の不開示の妥当性については判断しない。

また、実施機関は「設計図書」の全部を不開示としているが、異議申立人は、提出した意見書において、「総ての設計図書の開示は求めないが、せめて「〇〇設備工事の〇〇，〇〇の単価」及び「入札時の〇〇，〇〇の〇〇産又は〇〇産の指定の有無」の項目の開示を求める。」と述べていることから、審査会において、当該求めに対応する文書を特定し、その文書の全部について不開示としたことが妥当であるかを判断することとした。

ア 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書は、上記3（1）のとおり、本件事業実施主体から提出された「工事着手報告書」，「着工届」，「予定価格調書」，「入札執行調書」，「見積書」，「工事指図書」，「工事手配通知書」，「工事受注確認書」，「施設建設に関する委任契約書」及び「設計図書」である。

このうち、「工事着手報告書」は、鹿児島県補助金等交付規則等に基づき、本件事業実施主体が実施機関に提出したもので、当該「工事着手報告書」の記載内容を挙証するものとして「着工届」，「予定価格調書」，「入札執行調書」，「見積書」，「工

事指図書」、「工事手配通知書」、「工事受注確認書」及び「施設建設に関する委任契約書」が添付されている。

また、「設計図書」は、補助金の交付申請に当たり、実施機関に提出されたものである。

イ 「設計図書」以外の本件対象公文書に係る不開示情報該当性について

(ア) 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性

a 条例第7条第1号本文

同号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの」については、原則として不開示としている。

いわゆるプライバシーの概念は、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものではないことから、条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用しているところである。

不開示とした部分のうち、「査定者の氏名等」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当するものと認められる。

b 条例第7条第1号ただし書

同号ただし書は、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当する場合であっても、開示しなければならないと規定しているが、「査定者の氏名等」は、ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

(イ) 条例第7条第2号（法人等に関する情報）該当性

a 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と規定し、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要

請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除いて、開示しないことができる」と規定している。

これは、法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならないことから、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報については、不開示とすることとしたものである。

(a) 条例第7条第2号ア

同号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報とは、例えば、法人等の生産、技術、販売、営業等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の事業活動における競争上の地位等を害するおそれがあるもの、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより、法人等の公正な事業運営を害するおそれがあるもの、その他開示することにより、法人等の名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等を害するおそれがあるものと考えられる。

(b) 条例第7条第2号イ

また、同号イは、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

実施機関は、「設計図書」の不開示理由として、「公にしないとの条件のもとに提供されたもの」との説明をしているが、「設計図書」は、補助金交付申請に当たり、鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱に基づき、事業費の積算基礎を確認するために添付することとなっていると説明しており、同号イの「任意に提供された情報」には該当しない。

(c) 条例第7条第2号ただし書

同号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

これは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の

権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。

b 条例第7条第2号該当性

(a) 「契約金額等」

「契約金額等」は、機械設備工事に係る本件事業実施主体と受注者との契約金額等を示すものである。

実施機関は、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして不開示としており、さらに、次のとおり説明しているため、これらについて検討する。

① 実施機関は、「契約金額等」を開示することにより「査定率が明らかになる。」、「生産機械設備工事費総額のみでも開示により査定率が明らかになる。」と説明するが、一般に査定率とは、設計額に対する予定価格の比率を示すものであり、「契約金額等」が公になったとしても、査定率が明らかになるとは考えられない。

② また、「契約金額等」を開示することにより「各種の入札を執行する場合において入札参加者が入札金額を決定する際の目安として利用する。」と説明する。

確かに、「契約金額等」を入札金額を決定する一つの目安とすることも予想されるが、一般的に入札金額は、入札に係る工事の内容に応じて工種や単価等を組み合わせることにより見積もるものと考えられることから、工種や単価等が明らかではない工事に係る「契約金額等」を入札金額の決定の際の目安とするとは考えにくい。

③ さらに、「同種の工事を実施する施設があった場合、落札価格＝事業費を参考に、業者と同様の金額での契約締結が予想される。」と説明する。

しかしながら、本件事業実施主体において、今後、同種の工事を発注することが予定されていたとしても、その工事の規模及び内容並びに費用の配分などの設計の内容は本事案と一致するとは考えられず、「契約金額等」のみを参考に他の事業者が契約を締結することができるとは考えられない。

以上のことから、「契約金額等」が開示されることで、査定率、予定価格、設計額等が明らかになるとは考えられず、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(b) 「設計額等」

「設計額等」は、入札執行の過程における本件事業実施主体及び入札に参加した法人に関する情報である。

このうち、本件事業実施主体に関する情報は、設計額、設計額についての説明、予定価格、入札書比較価格、比率及び備考欄であるが、これらの情報は、本件事業実施主体の内部管理に属する情報であり、開示することにより査定率が明らかになり、本件事業実施主体の今後の入札執行の際に予定価格が類推され、本件事業実施主体は予定価格に近い金額での契約を余儀なくされ、公正な競争による適正な額での契約が困難になるなど、法人の財産上の利益を不当に害するおそれがあり、条例第7条第2号ただし書に該当しないと認められる。

また、入札に参加した法人に関する情報は、入札価格、再入札価格、予定価格に対する比較、見積金額及び順位であるが、これらの情報は、入札に参加した各法人の営業戦略が色濃く反映された営業等に関する情報であり、開示することにより法人の事業活動における競争上の地位を害するおそれがあり、条例第7条第2号ただし書に該当しないと認められる。

(c) 「各種コード番号等」

実施機関は、「各種コード番号等」は、取引上又は営業上の顧客名簿に該当する内部管理情報であり、開示することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると説明する。

確かに、「各種コード番号等」は法人の内部管理に属する情報であると考えられるが、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断できる具体的な説明が実施機関においてなされておらず、審査会において「各種コード番号等」が記載された対象公文書を見分したところでは、「各種コード番号等」は、本件事業実施主体が事務処理の便宜上付した整理番号に過ぎないと考えられる。

したがって、「各種コード番号等」を開示することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(d) 「落札者以外の入札者名」

実施機関は、「特定の事業者を識別することができる情報であり、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより法人の権利その他正当な利益を害するおそれがある。」と説明している。

確かに、「落札者以外の入札者名」は、本件事業実施主体の取引に関する情報であると認められるが、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断できる具体的な説明が実施機関においてなされていない。

審査会としては、各入札参加事業者の入札価格を不開示とすることは妥当であると判断しているが、入札に参加したという事実が明らかになることで、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が侵害されるとは認められない。

(e) 「再資源化等施設の名称等」

実施機関は、「再資源化等施設の名称等」については販売・営業等に関する情報であって、顧客名簿や取引内容に該当するものであり、公にされることはなく、事業活動を行う上での内部管理情報であることから、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから不開示としている。

実施機関が説明するとおり、「再資源化等施設の名称等」は本件事業実施主体の取引に関する情報であると認められるが、本事案に係る建設工事において発生する廃棄物の再資源化及び処分を行う施設の名称等を開示することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

ウ 「設計図書」に係る不開示情報該当性について

実施機関は「設計図書」の全部を不開示としているが、審査会は、上記(3)で述べたとおり、異議申立人の意見書における開示の求めに対応する文書を特定し、その文書を不開示としたことが妥当であるかについて判断する。

(ア) 対応する文書の特定

「設計図書」は、〇〇交付金の交付申請等に際して本件事業実施主体から実施機関に提出されたもので、「表紙」、「設計及び審査確認票」、各工種ごとの工事費の明細を記載した工事費明細書からなる「設計見積書」並びに特記仕様書及びリスト類を含む「図面類」で構成されている。

審査会において「設計図書」を見分したところ、異議申立人が主張する「〇〇設備工事の〇〇、〇〇の単価」の項目に対応するものとしては、設計見積書における「〇〇工事費明細書」が該当すると考えられる。

また、「入札時の〇〇産又は〇〇産指定の有無」の項目については、機器等の仕様の中での指定の有無についての記述がなされるものと想定され、一般的には機器の仕様書であると考えられることから、図面類のうち、機器の名称、仕様等が記載されている「機器リスト」が該当すると考えられる。

(イ) 対応する文書に係る不開示情報該当性

実施機関は、「設計図書はノウハウが凝縮された企業努力の成果物である。」、「別の〇〇施設が設計図書を参考に多くの時間と労力、資金を投入することなく、同等の施設等の整備が可能となる。」、「ラインや生産関係機械等は特殊なもので、これらの種類、仕様、選定、配置等、長年の経験を踏まえた技術のノウハウが凝縮されている。」、「〇〇の高さ、配置のほか、附帯設備も含めて、長年の経験を踏まえた施設である。」、「機械や電気設備、排水関係等の種類、仕様、選定、配置、名称、形状・寸法は経験とノウハウに基づいたもので、一体的な施設として整備されたものである。」、「生産機械

設備工事費総額のみでも開示により査定率が明らかになる。」と設計書の全部を不開示とした理由を説明するので、異議申立人の開示の求めに対応する「〇〇工事費明細書」及び「機器リスト」の不開示の妥当性について検討する。

a 「〇〇工事費明細書」

「〇〇工事費明細書」を見分すると、機器番号、名称、形状・寸法、新規・移設及び改造の別、単位、設計数量、設計単価並びに設計金額が記載されている。

(a) 名称、形状・寸法及び設計数量

長年の経験を踏まえたラインや生産関係機械等に係る機器等の名称及び形状・寸法は、求められて有償で提供することはあり得るとしても、通常は公にされておらず、公にすることにより、これらの情報を基に適切な品質管理に必要な製造設備の選択や管理方法を模倣することで、本来、本件事業実施主体が得られた利益を得られなくなるなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号ただし書に該当しないと認められる。

また、設計数量は、上記の名称及び形状・寸法に付随する情報であり、上記のとおり名称及び形状・寸法を不開示とする状況において設計数量を開示しても、本件事業実施主体の正当な利益を害するとは認められない。

(b) 設計単価及び設計金額

設計単価及び設計金額は、本件事業実施主体が入札に際して算出する設計額や予定価格を積算するための基礎となる情報であるが、「〇〇工事費明細書」に記載された設計単価及び設計金額を公にすることとなれば、同様に、〇〇以外の工事費明細書に記載された設計単価及び設計金額を公にしなければならないことになり、結果として、設計金額を積み上げて算出する「設計額」も公にすることになる。

しかしながら、先に4(3)イ(イ)b(b)で述べたとおり、「設計額」を公にすることは、公正な競争による適正な額での契約が困難になるなど、本件事業実施主体の財産上の利益を不当に害するおそれがあり、条例第7条第2号ただし書に該当しないと判断したところである。

したがって、「〇〇工事費明細書」に記載された設計単価及び設計金額を公にすることは、「設計額」を公にすることと同様に公正な競争による適正な額での契約が困難になるなど、本件事業実施主体の財産上の利益を不当に害するおそれがあり、条例第7条第2号ただし書に該当しないと考えられる。

(c) その他の情報

上記の名称、形状・寸法、設計単価及び設計金額を不開示とする状況において、これらを除く情報については、開示しても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

b 「機器リスト」

「機器リスト」には、機器番号、機器名称、数量、機器仕様、電源規模・数量、各種配管口径・数量、数量の合計、建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士の登録番号、氏名及び印影、工事・図面の名称等が記載されている。

(a) 機器番号、機器名称、数量、機器仕様、電源規模・数量及び各種配管口径・数量

機器名称及び機器仕様については、実施機関が説明するように、本件事業実施主体の長年の経験を踏まえ培われてきた方法に基づいたものであり、これらの情報は、求められて有償で提供する場合はあり得るとしても、通常は公にされておらず、公にすることにより、同業他社がこれらの情報を基に適切な品質管理に必要な製造設備の選択や管理方法を模倣することで、本来、本件事業実施主体が得られた利益を得られなくなるなど法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号ただし書に該当しないと認められる。

しかしながら、機器番号、数量、電源規模・数量及び各種配管口径・数量については、上記のとおり機器名称及び機器仕様を不開示とする状況においてこれらを開示しても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(b) 一級建築士の登録番号、氏名及び印影について

「機器リスト」には、当該機器リストを作成した建築士事務所の名称及び所在地並びに一級建築士の登録番号、氏名及び印影が記載されている。

機器リストを作成した建築士事務所の名称及び所在地は、法人等に関する情報であるが、当該建築士事務所の名称及び所在地を公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

当該機器リストを作成した建築士に関する情報は、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

条例第7条第1号ただし書では、同号本文に該当する場合であっても、

開示しなければならない場合について規定している。

建築士法（昭和25年法律第202号）の規定によると、一級建築士の免許を受けた者は一級建築士名簿に登録され、当該一級建築士の登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別等が一般の閲覧に供されることとなることから、一級建築士の登録番号を開示すると、建築士の氏名が明らかになるが、当該機器リストを作成したという情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1号ただし書には該当しない。

以上のことから、一級建築士の登録番号、氏名及び印影は条例第7条第1号の個人に関する情報に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

エ その他の主張について

異議申立人は、本件補助事業に係る事業執行のあり方等について主張しているが、これは開示請求制度とは別の問題であることから、当審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

実施機関が不開示とした部分及び不開示理由

開示請求に係る公文書の名称等	不開示部分	不開示理由
工事着手報告書	印影、事業費が記載されている部分	<p>鹿児島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 事業実施主体の印影、事業費が記載されている部分は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。</p> <p>鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。</p>
着工届	印影が記載されている部分	<p>鹿児島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 事業実施主体の印影が記載されている部分は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。</p> <p>鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。</p>
予定価格調書	設計額、予定価格、入札書比較価格、査定者及び取扱者の氏名並びに印影	<p>鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 査定者及び取扱者の氏名並びに印影が記載されている部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。</p> <p>鹿児島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 設計額、予定価格、入札書比較価格が記載されている部分は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。</p> <p>鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。</p>
入札執行調書	設計額、入札書比較価格、予定価格、落札価格、入札者名、入札価格、予定価格に対する比較、順位、入札執行者及び立合者の氏名並びに印影	<p>鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 入札執行者及び立合者の氏名並びに印影が記載されている部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。</p> <p>鹿児島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 設計額、入札書比較価格、予定価格、落札価格、入札者名、入札価格、予定価格に対する比較、順位が記載されている部分は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。</p> <p>鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。</p>
見積書	金額、代理人の住所及び氏名並びに印影	<p>鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 代理人の住所及び氏名並びに印影が記載されている部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。</p> <p>鹿児島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 金額が記載されている部分は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。</p> <p>鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。</p>
工事指図書	コード番号、金額、印影	<p>鹿児島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 コード番号、金額、印影が記載されている部分は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。</p> <p>鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。</p>
工事手配通知書		
工事受注確認書		
施設建設に関する委任契約書	印影、金額、再資源化等をするための施設の名称及び所在地	<p>鹿児島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 印影、金額、再資源化等をするための施設の名称及び所在地が記載されている部分は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。</p> <p>鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。</p>
設計書	全部	<p>鹿児島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 設計書は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。</p>